

聖籠町都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十三号

聖籠町都市公園条例の一部を改正する条例

聖籠町都市公園条例（昭和五十九年聖籠町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表亀塚第二公園の項中「二番地二」を「二一番地二」に改め、正庵公園の項中「一四九八番地」を「一五〇一番地一」に改め、別表弁天瀉風致公園の項の次に次のように加える。

汐美台公園

聖籠町大字次第浜五四三六番地

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。